

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間令和8年7月22日
留萌開発建設部

天塩川河川敷地の樹木を利活用しませんか？

～天塩川で伐採済樹木の配布を試行します～

幌延河川事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、伐開工事で発生した伐採済樹木を燃料やストーブ、アウトドアの薪として活用していただける企業や団体、住民の方を広く募集する「こうぼがたじゆもくはいふ公募型樹木配布」（無償配布）を試行します。

本試行により配布する樹木については、自家消費などの制約はなく、採取者の判断で使用や加工、販売などを行うことができます。

記

- 1 募集期間 令和8年 7月22日（水）～ 令和8年 9月 1日（火）
- 2 配布期間 令和8年10月 1日（木）～ 令和8年11月30日（月）
- 3 配布場所 別紙「配布予定箇所図」参照
- 4 応募方法 参加者募集要項（別紙）を参照の上、別紙「応募様式（様式－1）」により募集期間内に郵送またはFAXのいずれかの方法で送付してください。

【応募先】郵 送：〒098－3223 天塩郡幌延町字幌延153-2

留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課 宛

FAX：（01632）5－2270

※募集に関する詳細・応募様式は当部ホームページ及び幌延河川事務所で配布しております。

ホームページURL：http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/horonobe_kasen/f6h4sv0000000xye.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

幌延河川事務所 河川課長 園山 裕士 （電話 01632-5-1231）

専門官 八木橋 裕司（電話 01632-5-1231）

留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>

公式X（旧 Twitter）アカウント https://x.com/mlit_hkd_rm



天塩川下流公募型樹木配布試行への参加者募集要項

令和 8 年 7 月 22 日
留萌開発建設部幌延河川事務所

留萌開発建設部幌延河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、伐採した樹木をバイオマス燃料やストーブ、アウトドアの薪として活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に伐開工事で発生した伐採済樹木の受け取りを許可する「公募型樹木配布」(無償配布)を試行します。

本試行により配布した樹木については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工及び販売などを行うことができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式(様式-1)」に必要事項を記入し期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木配布の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式(様式-1)」に必要事項を記入し、9月1日(火)までに郵送又はFAXのいずれかの方法で以下の宛先まで送付してください。

応 募 先

郵 送 : 〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延153-2
留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課 宛
F A X : 01632-5-2270

2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木採取の概要

- イ) 配布期間：令和8年10月1日(木)～令和8年11月30日(月)
- ロ) 配布予定場所：別紙「配布予定箇所図」参照
- ハ) 主な樹種：ヤナギ類が主体

4. 樹木採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合し樹木配布の効果(配布量や時期などを勘案)や確実性などを総合的に判断し、採取者を選定いたします。

選定結果につきましては、当選者に郵送又はFAXで通知いたします。なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5. その他

- イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木の運搬方法)を確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、配布に先立ち採取方法や作業工程等について幌延河川事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、幌延河川事務所の担当者から連絡いたします。
- ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ニ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。
- ホ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課

〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延153-2

電話：01632-5-1231

FAX：01632-5-2270

応 募 様 式

令和8年 月 日

留萌開発建設部 幌延河川事務所長 殿

応募者

住所 〒

フリガナ

氏名又は

代表者名

(会社名) ()

令和8年 7月22日付けで公募された、河川敷地内の樹木配布について応募します。

記

1. 希望採取箇所（希望箇所に○、複数可）

① / ② / ③ / ④

2. 希望量

トラック (____ t) ____ 台分

軽トラ ____ 台分

乗用車 (車種: _____) ____ 台分

その他 _____

※積込作業は採取者自身でお願いします。

3. 配布樹木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 薪ストーブ

☐ その他の目的 (_____)

4. 採取希望日

採取希望日 : ____月 ____日 ~ ____月 ____日
午前・午後 ____時から 午前・午後 ____時を希望

5. 応募者の連絡先

連絡先（携帯可） : ____ - ____ - ____
緊急連絡先 : ____ - ____ - ____
F A X : ____ - ____ - ____
メールアドレス : _____

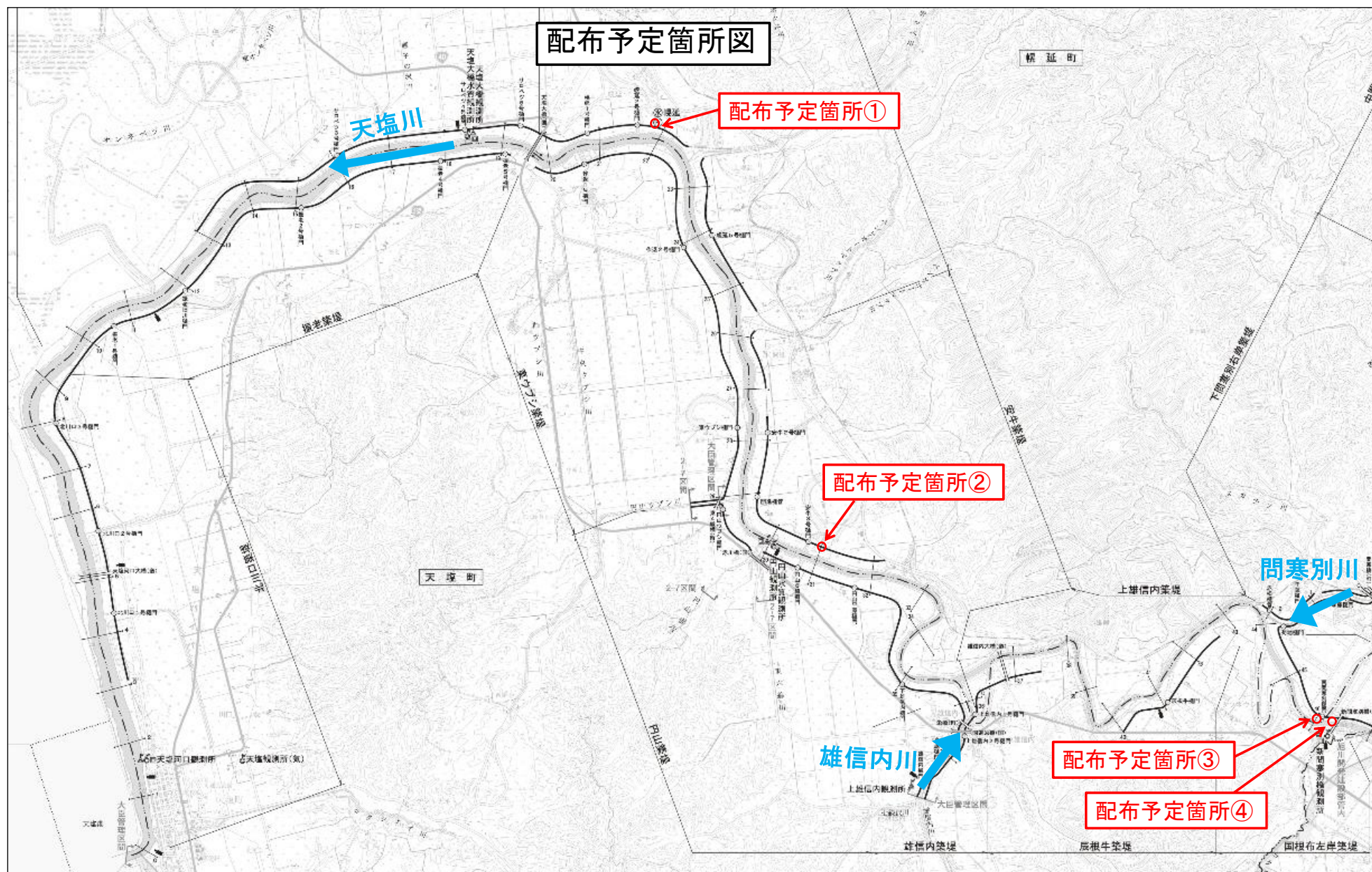
なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

※ご記入いただいた個人情報は本応募以外の目的には使用しません。

6. 公募配布の応募資格について、該当箇所にすべてチェック ☒ を記載。

- ☐ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上



配布予定箇所① 平面図 天塩川右岸KP22付近（幌延水防拠点ヘリポート横）



配布予定箇所① 現地写真 天塩川右岸KP22付近（幌延水防拠点ヘリポート横）

約

80m3



配布予定箇所② 平面図 天塩川右岸KP31.4付近



配布予定箇所② 現地写真 天塩川右岸KP31.4付近

約 1,280m³



配布予定箇所③・④ 平面図 天塩川右岸KP46.2付近（新問寒別橋下流）



配布予定箇所③ 現地写真 天塩川右岸KP46.2付近（新問寒別橋下流）

約

20m³



配布予定箇所④ 現地写真 天塩川右岸KP46.2付近（新問寒別橋下流）

約

4m³

